

和歌山市ひきこもり支援ステーション事業  
プロポーザル実施に関する質問への回答について

(令和6年12月27日公表)

No.	質問	回答
1	委託金の前払い制度は適用しないとあるが、事業完了前に支払いは行わないという理解で間違いないか。	お見込みのとおり。
2	委託金の部分払い制度とは、毎月実施報告し、実施月の翌月に支払いを受けることを部分払いというか。	本契約では実績払いを予定しており、毎月の履行確認後、実施月の翌月以降に委託金を支払う予定です。
3	委託金の部分払いを適用しないということは、2025年4月から2026年3月までの事業を完了・報告した後、2026年4月以降に委託金の全額が一括で振り込まれるという理解でよいか。	上記2のとおり。
4	契約保証金は、どのようなことを保証するものか。	契約の履行を担保するためのものです。なお、国または地方公共団体との同種実績がある場合等においては、免除されることがあります。
5	常勤1名以上を配置することとあるが、他の事業を兼務でもよいか。	専従を想定しています。